

第36回 地方分権改革有識者会議
第89回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：平成31年2月20日（水）10：00～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、太田稔彦議員、後藤春彦議員、勢一智子議員、平井伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、勢一智子構成員（勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕片山さつき内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、中根一幸内閣府副大臣、舞立昇治内閣府大臣政務官、山崎重孝内閣府事務次官、中村昭裕内閣府審議官、山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官

議題

- （1）提案募集方式の5年の成果等及び地方分権改革の今後の方向性について
 - （2）平成31年の提案募集方式の実施について
-

1 冒頭片山内閣府特命担当大臣から以下の主旨の挨拶があった。

（片山内閣府特命担当大臣） 日頃より地方分権改革の推進に大変な御尽力を賜り、改めて感謝を申し上げます。

前回の地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議で御了承いただいた対応方針について、昨年12月25日に地方分権改革推進本部及び閣議において決定した。地方創生、まちづくりや子育て、医療・福祉をはじめとする地方の現場の支障に基づく提案に対し、きめ細かく実現を図ることができた。これに基づき、第9次地方分権一括法案を今国会に提出する予定。

この地方分権一括法の早期成立を含め、早急に制度改正及び運用見直しがなされるよう、引き続き尽力してまいります。

提案募集方式は、平成26年に導入し、5年が経過したところであるが、これまで多くの成果を上げるとともに、今後更に取り組むべき課題も見えてきた。

本日は初めに、提案募集方式のこれまでの取組状況について御説明し、この取組状況や、これまでの皆様の御意見を踏まえながら、今後の分権改革の方向性について御議論をいただきたいと考えている。

本日の御議論を踏まえ、引き続き、強力に地方分権改革を推進してまいります所存であるので、活発な議論をお願い申し上げます。

2 次に、「提案募集方式の5年の成果等及び地方分権改革の今後の方向性について」、山野内閣府地方分権改革推進室次長から説明があり、その後、意見交換が行われた。概

要は以下のとおり。

(山野次長) 資料1-1、1-2は、昨年に御議論いただいた「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」に関する資料である。昨年12月25日に地方分権改革推進本部の決定を経て閣議決定した。先生方の御尽力に改めて感謝を申し上げる。

資料2は、第9次地方分権一括法案の概要であり、今国会に提出すべく、最終調整を進めているところである。

資料3-1は、提案募集方式の5年の成果等についてまとめたものであり、資料3-2に参考データをまとめている。

資料4は、5年間の実績、これまでの先生方の御意見を踏まえ、今後の方向性についてまとめている。

(平井議員) 神野座長、高橋部会長に導かれながら、5年間にわたって一つ一つ成果を上げてきた。例えば病児・病後児保育や地方版ハローワークであるとか、大分議論があったが、農地の転用の問題なども前進をした。

長年、地方団体側で太田市長を初め市長会や町村会と一緒に問題意識を持っていたことに、一つ一つ政府を挙げて取り組んでいただいたこの5年間に、まずは感謝を申し上げる。

資料1で具体的な提案募集の成果を示しているが、放課後児童クラブは今シーズンの大きな成果だったと思う。これは、地方において放課後児童クラブを設置できなくなるよりは、基準を緩和して地域の実状に応じてということで、安倍総理も知事との会談の中で、それはもう市町村に任せたらいいというお話があり、前進をしたものである。是非法案としてしっかりと審議に臨んでいただきたい。

そういう中、ペーパーを出させていただいた。今、山野次長からお話があったことについて、おおむね異論はない。その前提の上で聞いていただければと思うが、さらに地方分権を活性化する意味でも、是非また御考慮いただければということである。

まずは1番について、提案のすそ野の拡大についての論点である。実は、提案募集の際に、具体的な支障事例を示すことが結構難問である。先ほど、少し緩めて運用しようというお話があったが、是非もっと使いやすい提案募集になるよう、支障事例については少し長期スパンで見えていただき、国がやるよりも住民にとっては便利であるといった観点も含めて取り上げていただければと思う。

特に何度も同じ提案が出てくるものがある。再提案が出てくるということは、やはりそこには理由がある。そういう意味で、再提案についてはもっと柔軟に考えていただければと思う。

2番目について、この有識者会議の場でも取り上げてきた手挙げ方式と言われるものがある。例えば過去に、ハローワーク特区を埼玉とか佐賀でやった時期があった。例え

ば保育や防災など、そういうものを地方分権特区のような形で認めるということも考えられる。また、度重ねて地方側からも議論が提起されているのは、例えば関西広域連合のような分権の受け皿たらんとして作った、そういう広域団体を活用されていないことである。例えばある分野については都市計画や総合計画など、そういうところは団体に任せて、国が参加するというやり方もあるのではないか。この辺は、具体的支障というよりはシステムの問題であり、手挙げ方式を積極的に活用し、分権特区として政府が打ち出すぐらいのことがあってもよいのではないかと思う。

3つ目は、せっかく有識者の先生方や地方団体も集まっている場であり、内閣府として調整もしていただける場であるので、大きな議論も取り上げながら、提案募集方式という個別の支障の解消を進めていただくということはできないだろうかという観点である。

まず、1つ目としては、例えば国と地方の役割分担とか、税財政なども含めた中長期的な課題も、議論としてこうした場を活用できないだろうか。どうしても、どこの省庁でもさばき切れない問題はあり、せめて有識者会議で問題提起するとか、あるいは投げかけするといったことも考えられるのではないかと思う。

来年、消費税が10%に上がる。消費税を上げるということは社会保障の負担をまた分任するということであり、それに回す財源を地方のほうにも国のほうにも用意をする。それが社会保障と税の一体的な改革ということになるのだと説明をいただいている。

ただ、例えば島根県も鳥取県も平成25年と平成30年、今年と一般財源を比較してみると、減っている。その間に、平成26年に5%から8%に消費税は上がっているわけである。本来であれば、それぞれ個別の団体で社会保障負担に充てるべく地方消費税も我々は徴収されているわけがあるが、結局それが日本のどこかに消えていってしまっている。私は、この問題を大都市対地方の問題にするつもりはない。

消費税が上がり、地方交付税も本来は財政格差を調整する財源調整機能と、もう一つは財源保障機能があるが、その財源調整機能のほうは今著しく低下しているのではないかと思う。これを国対地方の典型的な争いだとか、あるいは大都市や富裕団体対貧乏団体みたいなことでマスコミ流に取り上げさせて、クローズアップするのは簡単であるけれども、何の解決にもならない。恐らく地方交付税の財源調整機能が今は著しく低下しているのではないかと思う。

せっかく今回、法人課税について思い切った措置する以上は、地方に財源が移った途端に、今度はまた交付税が減ってしまうというような計算が行われると、消費税は上がっても、結局一般財源全体が減ってしまうという、矛盾が起きてしまう。こうした問題についても、消費税の引き上げ時に、税財源の大きな議論もしっかり点検を行う場が政府の中にあってもいいのではないかと思う。

また、憲法論議も安倍内閣としては一つの優先課題とされている。そこには地方自治という章があり、シャープ勧告を初め、いろいろな地方制度改革が行われた結果として、

世界に誇るべき地方自治制度ができたと思う。ただ、この国を豊かで活力ある方向に持っていくためにも、地方と国との役割分担のあり方、地方の中でも都道府県と市町村との境界をどうしようかといった議論も今後はあってもよいのではないかと思う。例えば、地方分権改革で地方版ハローワークをつくった。これがまさに国と地方の共同作業のようなものができたわけである。従来の憲法の概念からは外れるようなものがあるけれども、こういう形で国と地方が役割分担をしたり、協調をしたりという新しい時代を日本からつくっていくことはあり得るのではないだろうか。こういう大きな議論をする場はなかなか今、政府内にないので、またお考えをいただければということが1点目である。

2点目は、今、まさに山野次長からお話があったが、中長期的な運用改善などの措置を各省庁と調整するという。例えば、去年問題になったのが、育児休業を延長しようとする、保育所に入所したいと届出を提出し、断られなければいけない制度になっている。

これが何を引き起こしたかという、都市部などで、保育所の仮需を起こしてしまう。これは、本来は育児休業制度の要件の問題である。必要があれば育児休業を延長することを制度として設計をすればいいだけのことである。

ただ、このような制度になっていることから、待機児童の数字がどんどん上がって、現場の市町村は結構迷惑をしている。これをやめてほしいというのが本来提案である。

結局、今年どうなったかという、保育所で断る優先順位付けを市で行う仕組みをつくるという回答であった。これは、役所流に言えば、すれ違い答弁である。

私も問題意識を持っており、もともと提案の中核にいた大阪市の吉村市長ともお話し、今回は前進ではあるので、一旦おろそうと、ただ、問題が解決しているわけではないので、引き続き議論していこうという話になった。こうした本質にかかわることも、議論が発生しており、その辺もフォローアップしていただき、厚労省などから報告も求めていただければどうかと思う。

3つ目は、従うべき基準についてである。この従うべき基準については、安倍政権の前から義務付け・枠付けという議論があり、そのころの遺物と我々は感じている。

分権をして、これについては基準を外し、従うべき基準と分類されたものは、役所をつくった基準を守らなければならない。実は外れたようでは外れていない。特に今、課題となっている子育て分野、介護などの高齢者のケア、あるいは教育など、実は喫緊の課題の分野にこういう問題がある。例えば一人一人配置しなければならないだとか、2人配置しなければいけないなど、園舎の基準だとか、そういうこと一つが足りないだけで待機児童を生んでしまう。

それは、本来は都市なら都市型、田舎なら田舎型で保育園はあっていいわけであり、子供たちの安全を守ったり育むことは創意工夫でできる分野もある。それを一律に縛ろうというところで問題があるので、従うべき基準はもうそろそろトータルで見直してもいいのではないだろうかというように我々地方では議論をしているところである。

こうした大きな問題も是非今後の分権改革の中で、正面から取り上げていただければというのが地方団体の祈りである。

(神野座長) 御指摘をいただいた点を大きくまとめると、今、私たちは問題解決型、現場を重視しながら実際に現場で生じている支障を中心に改革を進めようとしているのだが、改革のやり方には2つあって、1つは問題解決型の対応と、もう一つはビジョン型である。実はこういうことをやっておけば全体としていいのだというような進め方があるはずで、そうした現在進めているもののデメリットを何らかの形で補完できないかということが全体を貫かれる主張。個々の問題の御指摘はあるが、そういうこととして理解してよろしいか。

分権というものを含めて、分権だけの問題でも税とか様々なものと有機的に関連付けなくてはいけないし、一つの政策においても様々なことを関連付けなければいけないが、そういう場が欲しい。そういうお話と理解してよろしいか。

(平井議員) 御提案いただいている資料4について異論を述べているものはない。これはこれで、さらに深めていただきたいということが1つ。

また、神野先生がおっしゃったように一つのビジョンを我々のほうでも提起し、その中でこういう個別の議論も扱っていく。このような一つのフィードバックをしながら、演繹的な解決、帰納的な解決、それらを複合させながら分権を進めていくのがよいかなと思う。特に、従うべき基準が重しになっているのではないかと5年間の経験から推察をしており、また、分権の大きな課題についても、可能であれば向き合っていたきたい。

(太田議員) 先ほど山野次長が、全国の自治体で提案の多い自治体と全くない自治体に二極化するとおっしゃった。豊田市は多いほうになるが、豊田市の中で見てみると、提案の多い職場と実はない職場とで二極化が進んでいる。豊田市の場合は、職員提案制度を取り入れ、その制度の中で提案を募集しており、個別の取組提案がそこで終わってしまうということがある。

私の認識は、豊田市の中で1,000件の実現した提案の棚卸しをしなければいけないと思っている。つまり、突破型で提案する。それはそれですばらしいことだが、突破型ではないけれどもほかのところが実現した提案を積極的に横展開するという動きを市役所の中で広げていかなければならないと思っている。

そう考えたときに、この会議の一つの指標は提案件数となるが、全国のほとんどの自治体にとっては、提案件数で計られるのは非常に厳しい。むしろ提案が実現したものをいかに横展開したか。その横展開件数を積極的に表に出す。そういうことによって、こうした取組のすそ野が広がっていくのではないか。

それと、先ほどの神野先生の課題解決型、ビジョン解決型で感じたのは、個別の職場の個別の職員の発想で、果たして本当に全体最適に行くのかどうかということは甚だ疑問がある。特に少子化や超高齢社会という劇的に社会が変わる中で、個別の規制緩和を積み上げていくことで本当にうまくいくとは余り思えない。

どこかドラスチックに既存の制度を見直さないと、地方が部分最適で重箱の隅をつつくような、とりわけ実現できないと判断されたものについては、国の省庁の職員の皆さんからすれば、とても迷惑だと思われるのではないか。働き方改革だと言われている中であって、なぜこういうことで振り回されるのか。いっそのこと自分たちで変えてしまったほうが早いのではないかと思ったりもするのだろう。

(後藤議員) 提案募集方式は非常にうまく進んでいると思う。その一方で、実際の地方の現場を訪問すると、職員の方は地方分権によって仕事が降ってくるという表現をされる。恐らく8割の職員はそのような感想がある。それを5割にしよう、あるいは横展開することによって、地方分権に対するきちんとした認識を広めていかなければいけないというのは、まさにそのとおりである。ただ、システムとしては非常に提案募集方式がうまく回転し始めているなど認識している。

そうした中で、提案募集方式だけでいいのかということについて、私もこの議員の立場から思うことがある。先ほどもお話があったが、少し射程の長い議論とか俯瞰的な議論も併せて行いつつ、単年度で成果が上がる提案募集方式と、車の両輪にしていく必要があるのではないかと考えている。

私がいつも念頭に置いて発言しているのは、資料3-2である。これまでの地方分権改革に対して、この有識者会議は新たなステージを目指すということで、右側に5つの箱が用意されている。

一番上は理念ということで、個性を生かし自立した地方をつくるということ、その次の提案募集方式、さらに手挙げ方式、いずれも確実に進捗してきていると思う。

一方で、4番目の住民自治の拡充というところはまだ手がついていない、やはり団体自治の仕事も住民自治へ分権していくというような流れも一方につくらないといけない。これがまだ我々の手つかずのところの一つだと思う。

それと、2ページに神野座長が示されたミッション、ビジョンがある。ここで特に私が申し上げたいのは4番の重要な政策分野に関する改革であり、あえてここで土地利用を挙げていただいている。これはコンパクトシティを目指すときに、土地利用に対する制度が一元化されていない。これから人口が計画のフレームにならずに都市がシュリンクしていく中で、土地利用というものをこれまでの都市が拡大することを防ぐような、防波堤のような考え方ではなく、シュリンクしていく中でいかに土地利用をマネジメントしていくか。そのような発想に切りかわらなくてはいけないが、この辺り、長期的なビジョン、長い射程、俯瞰的な見方で議論すべきことではないか。

実は、この組織には地域交通部会、農地部会というものもある。そういうトピックスをもとに部会を構成して、部会に学会等のエキスパートを呼び、少し射程の長い議論も一方で進めていくと、車の両輪が回転し始めるのではないかと思う。

(勢一議員) まず、提案募集方式の5年間の総括という形で、これまでの状況をデータでまとめいただき、ありがとうございました。改めて、提案募集方式がどのようなニーズを受けとめてきたのか一覧できるようになった。

提案募集方式を5年間やってきたが、最初の1年、2年とその後の3年目以降の議論の雰囲気は随分変わってきており、地方側も提案募集の仕組みを使って現状を変えるのだという流れが出てきたし、府省の側も、そういう現場の問題をきちんと受けとめて対応しなければいけないのだというところの理解も得られるようになってきた。

そういう点では、山野次長の御説明で、検討サイクルの定着を挙げていただいているが、そのような仕組みがきちんと動き始めてきたということで5年間の意義は評価できるのではないかと思う。

ただ、その一方で、確かに5年を経て、次のステップとしてどのように変えていくべきかという点については、今回の総括でも非常に実感をしたところ。特に支障事例を出すのが難しい。これは実際に部会の議論や、現場の職員さんと話をしても非常に実感をするとところ。しかし、現在の制度を変えるためには、相応の根拠、説明が必要であり、やはりエビデンスを示していただくのは、避けられないステップだろうと思う。特に制度所管の府省を説得するというだけではなく、その制度をこれまで使ってきたほかの自治体や、その法律を受けてきている国民との関係で、やはりこれは変えてしかるべきということをきちんと示す。それは提案自治体だけが示す必要性はなく、いろいろな形で情報を集め、やや緩やかな形で支障事例を受けとめながら、制度をいかによくしていくことができるかということを考えていく工夫が必要である。

もう一点、気になっているのは、現行の法制度や法運用は、法改正も続いている中で、非常に複雑になっている。府省の担当者でも大変なものを自治体のローテーション、人事異動がある中で、その処理をする職員さんたちがパーフェクトに把握するのはかなりハードルが高い作業になるのだと思う。ただ、それを活用するための工夫、努力がなければ、せっかく提案募集で実現した分権の成果が現場で使えないということになるのだろうと思う。

これだけ制度が変わっていく中で、その制度の知識を常に身につけていくというのが、分権型の制度を運用するには不可欠なことになるだろうと思う。そういう部分を、地域全体で考えていく。特に人口規模が小さいところこそそういう悩みが大きい。しかし、そういうところこそ本来であれば提案募集のような仕組みを使って支障を解消するようなルートを活用しなければいけないというところがあるので、より必要性が高いはずである。

先ほど太田議員から指摘があったが、現場でいきなり提案を探すのではなく、まずはこれまでの提案の成果を使っていたいただき、使った上でその成果を感じてもらおう。住民に還元するのはもちろんであるが、その前にまず、自治体の職員さんたちが成果を実感する。その成果を使いながら課題を見つける。太田議員の御指摘の仕組みは非常に有益かつ重要な点かと思う。

(市川議員) まず、この5年間の成果を今回まとめていただき、改めて神野座長、高橋部会長を初め、提案募集検討専門部会の委員の皆様方、各地方自治体から出向されている職員の方々、それと、内閣府の皆さんの御努力に対して、心から敬意を表します。

その中で、国と地方自治体も含め、もう一度我々は何のために何をやっているかというベクトルとかビジョンをきちんと共有することが大切ではないか。我々は対立構造の中にいるのではない。あくまでも地方自治体、つまり、基礎自治体の目は住民に向けながら、その改善のために国を挙げて生産性を高めて、大きな意味で質的な向上を図っていくことが目的であり、そこの意識は常に持つ必要があると思う。

そんな中、資料によると、アンケートをとったとき、説明会をするまで、提案募集制度を知らないという職員の方が51%、半分以上もいた。この数字の意味することは何かということを見ると、これだけ5年間やっていて、地方分権、地方分権と言っているけれども、私は、これはトップの責任だと思う。地方自治体のトップの方が、この制度を本当に現場の職員にきちんと落として、議論の場をつくっているかどうか。このアンケートを見て、私はその点をすごく疑問に思ったと同時に残念だった。

神は現場にあるということを我々は言うのだけれども、常に現場は見ておかなければいけない。同時に、先ほど神野座長がおっしゃったとおり、ビジョンを持ち、ベクトルを合わせた制度改革を推進するのはトップの責任であり、ある意味では国の責任でもあると思う。その辺のところも同時並行的に、先ほど両輪という話があったけれども、どちらか一方ではなしに、常に制度改革をするのだという意識も持って、ビジョンの議論も進めていくべきだと思う。

(高橋専門部会長) 冒頭5年間の成果をまとめていただき、本当にありがとうございました。

私は、第2次地方分権の義務付け・枠付けのワーキンググループで、5年間義務付け・枠付けの作業に参加させて頂いたが、あの作業は約1,000項目だったと思う。今回も、内容は大分違うものの、約1,000項目を積み上げることができたというのは、規模感からすると、2次分権の義務付け・枠付けに、匹敵するような作業ができたのだと改めて実感した。こうした成果を武器にして、引き続き分権改革を推進したい。

その上で、課題はすそ野の拡大だと思う。私が1点だけ気がついたところは、研究者とか有識者をどうやって引っ張り込むかということが極めて重要であるということ。

愛媛大学の連携の話が参考資料にあったが、最近、地域政策系の学部がものすごく地域で増えており、そういう研究者やゼミの学生などは、市町村とか県と、かなり幅広い、強いパイプを持っているのではないかと思う。地域の自治体の職員の方が提案に変えることができないようなところに入ってもらって、共に悩みながら提案に移行させていくという点では、地域系の学部の先生方をつかまえて、ともに活動していくということが極めて重要なのではないかと思う。

もう一つ、今回の平井知事が、特区のような形で少し位置付けるような取組をやったらどうかという話もいただき、関西広域連合にどれだけおろせるかなど、こういうことは御提案いただければ、それを生かして省庁と交渉することも、あり得る話かなと思う。手挙げ方式の拡大版という点では、そういうやり方で提案を実現するのも、提案募集方式の一つの範囲内かなと思ったので、今後事務局と相談して議論していきたい。

また、私も従うべき基準のような横串的な取組みに問題意識を持っており、有識者会議の親会議のほうで、我々が至らない部分については補完の御議論をいただければありがたい。

(神野座長) 議員の皆様方から、山野次長の御説明について、たくさんの御意見を頂戴したこと、しかも建設的な御意見を頂戴したことに深く感謝を申し上げる。

御意見を整理すると、基本的には事務局の作成したペーパーのように、提案募集方式を軸にしながらこれからも進めていく。この点は御了解をいただいているのではないかと思う。ただし、提案募集方式にも限界があり、様々な意味で地方分権の課題をこの方式だけで埋め合わせるわけではないので、そうした限界等々を認識しながら、それを補完し補強していくような作業ないしは会議、議論も必要なのではないかということが皆様方の御意見の軸だったのではないかと思う。今後、この会議の進め方については、御指摘いただいた結果など、事務局と相談しながら、運営面を図っていきたいと思う。また、部会とも連携をとって進めていきたい。

そのように総括をさせていただきながら、今、示されていた方針については、この方針を軸にしながら緩急自在に及ばない点を補完し、補強しながら進めていくことで御了解いただいたということによろしいか。

(「はい」と声あり)

(神野座長) それでは、そのようにさせていただきたい。

3 次に、「平成31年の提案募集方式の実施について」、加瀬内閣府地方分権改革推進室次長から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(加瀬次長) 資料5は、平成31年の提案募集における具体的な対応について記載したものである。

資料6は、平成31年の提案募集について、実施スケジュール案を記載したものである。事前相談と提案受付開始については、本日の会議を経て明日以降に開始したいと考えている。

(平井議員) 是非こういう方針で積極的に進めていただければと思うし、大きなビジョンとの絡み合いとか、再提案あるいは支障事例の緩やかな取扱いなど、御配慮をいただければと思う。

1点、資料5の1ページの2つ目の○について、「地方分権改革に『仕事が増える』等のイメージを持つ自治体職員の意識改革を推進」と書いてある。私ども、太田市長もそうだと思うが、積極的に分権を進める職員がおり、皆さん熱心に取り組んでいる。表現に違和感もあるので、例えば「地方分権改革を進めていく自治体職員の意識改革を推進」ということで、公的ペーパーとしてはつくっていただけるとありがたい。みんな一生懸命やりますので、それは我々も、首長も含めて、先ほどもっと広めようという市川先生のお話もありました。しっかりやってまいりますので、お願いを申し上げます。

(勢一議員) 私もお示しいただいた案に賛成で、これで積極的に進めていただければと思う。

1点、資料5の2ページで、住民、大学等と連携した工夫というのは、先ほど高橋部会長からも御指摘があったけれども、非常に重要な取組であると思う。住民自治、団体自治、あるいは住民サービス、そういうものは、自治体だけが担って終わりという時代ではなく、多様な地域の人たちと一緒に知恵を出し合って協力して、みんなでやる。分権についても、その問題点を、自治体の職員だけが一生懸命拾うのではなくて、地域でいろいろな人たちと一緒に議論をし、その中から種を見つけてくるという取組が、実は地域にとってもいいのではないかと思う。自治体に対して、こういう工夫をやってみてはどうかというお勧めを是非お願いできればと思う。

(太田議員) 大学やNPO側が、こういう規制緩和をする必要があるのではないかという意見なりニーズなりを持っているのだろうか。例えば豊田市では、市内の大学に対して、政策提案を求めて、提案されたものを受けて一緒にやっている。仮に規制緩和あるいは分権に向けた取組で、提案があるのであれば、一緒にやらせてくださいというような、展開も可能になると思う。

(山野次長) 大学の地方創生学部で、例えば自転車を電車に乗せて、輪行してサイクリングをやるとか、そのときにいろいろな規制があるので、何とかしたいという学生の発想を活かすとか、大学でいろいろなことを考えているようなところもあるようだ。

また、我々のほうでは、大学と市とマッチングをして、提案募集に繋げていけないだ

ろうかということ始めており、実際に提案に繋がる可能性は十分にあると思う。大学、地方大学のこれからの方向性としても、そういったものを地方団体ともコラボしてやっていくというのは非常に重要な視点だと思う。

(片山内閣府特命担当大臣) 皆さん本当に骨太の意見を言っていたことに感謝申し上げます。この5年間で一つ締めくくって、自治体から出てきた提案あるいは地方六団体から出てきた提案がいろいろと認められてきたが、その成果が実際に、どのぐらい生きたかということについて、見たいところがある。

というのは、今の地方創生はRESASベースであり、分権改革がどのぐらい経済的に役に立ったかということも大切だと思う。また、事務事業が合理化されるということは、すべからずSDGsになるので、それが全て行き渡っているのであれば、全ての自治体はSDGs未来都市になれるはずである。そういう発想が重要。自らが担っている一つ一つの自治体が、この大きな輪の中で担っていることは、実は大きくて、世界レベルではもっと小さなことを大きく取り上げて言っている。日本は真面目なので、そういうことも、運動をモチベーションづけるには非常に良いかなと思う。

それから、人材づくりとか地方分権のレベルを上げるとかいうことは本質的である。いまだ地方自治体職員向け研修のアンケートで「研修受講前に提案募集方式を知らなかった」と回答した受講者が51%もあったというのは非常に残念なことであり、皆さんがおっしゃったような教育課程をもっとビルトインして、それを地方分権のみならず、地方創生でも規制改革でも使っていくシステムを考えていかなければいけないと思う。

地方の職員の業務評価をするときに、提案型重視とか、要するに、お給料にそれがリンクするということが自治体で行われているのかも非常に興味あるところ。

もう一つ、平井議員がおっしゃっていたが、課題が社会保障、厚労分野に集中するのは、これはもうずっと全ての問題が集積していると思うし、与党もずっとそう思っている。来年にかけて、社会保障の抜本的な改革をやっていくことがアジェンダになっているので、そこには是非、地方分権とか規制改革とか、特区とかの観点から、総合的に意見をぶつけていかないといけないと思う。社会保障改革も何年かに1度しかやらないから、そこにぶつけないと入らない。今回、また部会を開く際には、社会保障を一つ、一点突破ではないけれども、そこに焦点を当てて、何が一番おかしいのかということ、市民目線、ユーザー目線に立って、この地方分権の視点から議論することができれば、非常に大きな力になると思う。是非よろしく願います。

(中根内閣府副大臣) 皆様、日頃よりこの地方分権改革の推進に御尽力を賜り、本日も大変活発な議論をいただき感謝を申し上げます。

本日は、地方分権改革の今後の方向性について御議論をいただいたが、議論の中で、地方分権改革における今後の課題が更に明確になってきたように思う。本日、先生方か

ら御議論いただいたことを踏まえて、より一層提案募集方式の充実と改善を図っていき
たい。

平成31年の提案募集については、地方が直面する課題の解決に向け、提案募集方式に
より活用しやすくするよう、全国各地での研修の充実等により、地方から提案を一層強
力に支援してまいる。

課題に直面する地方においては、これらのツールを積極的に活用するとともに、どう
か気軽に内閣府に相談してもらいたい。引き続き地方の発意による地方のための改革を
進めるため、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、今後も地方
分権改革を力強く推進してまいりたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)